

構内放置自転車・原付の一齐撤去・処分について

告知期間：平成28年11月4日(金)～平成28年11月18日(金)

実施方法：

- ① 構内に駐輪されている自転車・原付のうち平成28年度の未登録自転車全てに、告知書を取り付けます。
- ② 告知書が取り付けられた自転車・原付を、今後も構内で利用する場合は告知書を取り外し、速やかに登録して下さい。(利用しない場合は所有者が移動・処分して下さい。)
- ③ 告知期間終了後も告知書が取り付けられた状態の自転車・原付は、所有する意思が無い放置自転車等として違反車両置場へ撤去し、一定の保管期間の後、処分の対象とします。

※ 御不明な点がございましたら、本部環境課までお問い合わせください。

(内線20800, 内線22259)